

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県人事委員会

○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

○職員の降給に関する規則

○福島県市町村立学校職員の降給に関する規則

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年三月二十八日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第六号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

成二十八年福島県人事委員会規則第二十八号の一部を次のように改正する。

別表中「須賀川市 喜多方地方広域市町村圏組合」を「須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 大玉村 鏡石町 天栄村 下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町 磐梯町 猪苗代町 北塩原村 西会津町 会津坂下町 湯川村 柳津町 金山町 昭和村 会津美里町 泉崎村 中島村 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 双葉町 富岡町 川内村 大熊町 楡葉町 浪江町 葛尾村 新地町 飯館村 福島県市町村総合事務組合 公立藤田病院組合 伊達地方衛生処理組合 石川地方生活環境施設組合 川俣方部衛生処理組合 須賀川地方保健環境組合 相馬方部衛生組合 田村広域行政組合 喜多方地方広域市町村圏組合 伊達地方消防組合 相馬地方広域市町村圏組合 安達地方広域行政組合 会津若松地方広域市町村圏整備組合 双葉地方広域市町村圏組合 南会津地方広域市町村圏組合 郡山地方広域消防組合 須賀川地方広域消防組合 南会津地方環境衛生組合 福島県後期高齢者医療広域連合」に改める。

政組合 喜多方地方広域市町村圏組合 伊達地方消防組合 相馬地方広域市町村圏組合 安達地方広域行政組合 会津若松地方広域市町村圏整備組合 双葉地方広域市町村圏組合 南会津地方広域市町村圏組合 郡山地方広域消防組合 須賀川地方広域消防組合 南会津地方環境衛生組合 福島県後期高齢者医療広域連合」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(総務審査課)

職員の降給に関する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第七号

職員の降給に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の降給に関する条例（平成二十八年福島県条例第十八号。以下「条例」という。）第三条第一号ア及びウ並びに第四条の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(措置)

第二条 条例第三条第一号ア及び第四条の人事委員会が定める措置は、次の各号に掲げるいずれかの措置とする。

一 職員の上司等が、注意又は指導を繰り返し行うこと。

二 職員の転任その他の当該職員が従事する職務を見直すこと。

三 職員の矯正を目的とした研修の受講を命ずること。

四 その他職員の矯正のために必要と認める措置をとること。

第三条 条例第三条第一号ウの人事委員会が定める措置は、前条各号に掲げるいずれかの措置のほか、職員が行方不明の場合等適格性を欠いた状態が改善されないことを確認するために必要と認められる措置とする。

(雑則)

第四条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(総務審査課)

福島県市町村立学校職員の降給に関する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第八号

福島県市町村立学校職員の降給に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県市町村立学校職員の降給に関する条例(平成二十八年福島県条例第五十四号。以下「条例」という。)第三条第一号ア及びウ並びに第四条の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(措置)

第二条 条例第三条第一号ア及び第四条の人事委員会が定める措置は、次の各号に掲げるいずれかの措置とする。

一 職員の上司等が、注意又は指導を繰り返し行うこと。

二 職員の転任その他の当該職員が従事する職務を見直すこと。

三 職員の矯正を目的とした研修の受講を命ずること。

四 その他職員の矯正のために必要と認める措置をとること。

第三条 条例第三条第一号ウの人事委員会が定める措置は、前条各号に掲げるいずれかの措置のほか、職員が行方不明の場合等適格性を欠いた状態が改善されないことを確認するために必要と認められる措置とする。

(雑則)

第四条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(総務審査課)